

Title	南武蔵の横穴墓：その地域的特性について
Sub Title	Yokoana-bo (tunnel grave) in Southern Musashi (南武蔵)
Author	松本, 健(Matsumoto, Takeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.2 (1982. 9) ,p.133(297)- 148(312)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820900-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南武蔵の横穴墓

—その地域的特性について—

松 本 健

はじめに

古墳時代終末期に特徴的な墳墓形態である「横穴墓」は、北は宮城県から南は宮崎県まで、高塚墳と共存しながら分布している。しかしながらその分布は、横穴墓が構築される基盤となる地層の分布に影響を受けるため、地域的に偏在する性質を有している。本稿でとりあげた南武蔵一帯は、古墳時代終末期の群集墳が横穴墓群の形をとって現われた地域であり、埼玉県比企丘陵の吉見百穴横穴墓群に代表される北武蔵と共に、全国的にも有数の分布地域であるが、それはこの地域を東流する多摩川・鶴見川の流域にそうした地層の露出する斜面が形成されているという地域的・地質的な要因にもよることは明らかである。また、そうした河川によって形成された沖積平野を基盤として生産集団が発生・成長して来たという社会的要因も見過してはならない。

南武蔵における横穴墓の地域的研究は、特に久ヶ原台地にお

南武蔵の横穴墓

る菊池義次氏の研究（菊池一九五五・一九七四）があるのみで、他は横穴墓群の個別的な調査研究に終っている。本稿はそうした状況にある南武蔵の横穴墓の、特にその構造の上から見た地域的特性を明らかにしてゆこうとするものである。本地域には研究史上重要な位置を占める市ヶ尾横穴墓群をはじめとして数百に及ぶ横穴墓が存在する。本稿では、それら横穴墓の持つ構造上の特性を求め、そこから地域的特性の要因を探り出すことを目標としている。しかしながら横穴墓の絶対数に対して、資料として収集し得た数は少なく、また不完全なものも多い。従って本稿で行うものは、横穴墓の地域研究の一方法を示すのみのものであることを初めに記しておきたい。

一、南武蔵における横穴墓群の分布

本地域では、多摩川・鶴見川両河川の流域を中心に多くの横穴墓群が分布する。その中で密集度の高い主な分布地域を列挙す

ば、多摩川流域では中流域左岸の東京都狛江市から世田谷区瀬田にかけての一群、下流域左岸の世田谷区野毛から大田区池上にかけての一群、そして中流域右岸の神奈川県川崎市高津区津田山周辺の一群が顕著な群集を見せている。また鶴見川流域では、上流域の東京都町田市鶴川から神奈川県横浜市緑区市ケ尾にかけての一群、横浜市緑区東方から港北区新吉田にかけての一群が見られる。西河川流域以外の地域で特に顕著な分布を示す地域としては、東京都渋谷区の渋谷川流域、杉並区・中野区の善福寺川流域が挙げられるが、前二河川流域の密集度には遠く及ばない。これらの地域を高塚墳との関連の上でとらえてみると、それぞれに前期古墳を含む古墳群の存在が知られる。

狛江から瀬田の地域には、喜多見九号墳・狛江亀塚を中心とした喜多見・狛江古墳群、野毛から池上の地域には、宝萊山古墳・亀甲山古墳を中心とした荏原台古墳群、鶴見川上流域には稻荷前古墳群が存在する。また、津田山・久地地域に対応するものとしては、やや下流に位置する観音松古墳・白山古墳を中心とする日吉・加瀬古墳群があり、渋谷地域に対応するものとしては、港区芝丸山古墳群がある。これらの古墳は、南武蔵における発生期の古墳と、それに続く古墳として理解されるが、そうした古墳の分布する地域に横穴墓が密集しているという状況は興味深い。南武蔵と言われている地域は、現在の行政区画では、足立・葛飾・墨田・江東・江戸川の各区を除く東京都及び神奈川県川崎市全域と横浜市の一部である。律令郡制では、多摩郡・荏原郡・橘樹郡・都筑郡・豊島郡・久良岐郡に分けられるが、これらの郡それぞれに前述の前期古墳群が該当

するということは既に論じられているところである(甘粕一九六九)。それは後の郡(評)の設定が、こうした古墳の被葬者の支配圏をそのまま移行したものであることを伺わせるものと言っても良いであろう。本稿では便宜上、これらの郡をそれぞれ一地域単位として横穴墓群の様相を検討して行く。なお、豊島郡及び久良岐郡については資料が乏しく、地域的な特性を検討するには極めて不十分であり、今後の資料の蓄積を期して本稿からは除外し、多摩・荏原・橘樹・都筑の四郡を対象を限定した。以下郡毎に横穴墓の様相を概観してみよう。

(一) 多摩郡

南武蔵のほぼ西半部を占める広大な地域であり、安閑紀における武蔵国造笠原直使主によって大和政権に献上された四屯倉のうちのひとつとして知られる。

多摩郡は『倭名類聚抄』(以下『倭名抄』と略す)によると、小野・石津・川口・小川・海田・小揚・小島・新田・狛江・勢多の十郷から成る。横穴墓群は郡南部の多摩川流域にほとんどが分布し、北・西多摩には分布していない。これは高塚墳の分布にも見られることであり、多摩川流域の経済的優位性を示している。喜多見・狛江地域、日野市川辺堀ノ内周辺、多摩市和田周辺、三鷹市大沢周辺に分布の集中が見られる。

(二) 喜多見・狛江地区

十六群が存在するが、その総てが世田谷区域内にある。横穴墓の形態は基本的には玄門側に狭い梯形であり、天井はアーチ形を呈する。羨門部は岡本谷戸一号穴を除き河原石積による閉塞を行

っている。岡本谷戸一号穴は後述する荏原郡内で特徴的な切石組の羨門構造を持つ。副葬品はほとんど伴わないものが多いが、岡本谷戸一号穴の円頭太刀、西谷戸二号穴の玉類四三〇余は注目し値する。総てローム層中に構築されたものである。

(イ) 三鷹地区

多摩川の一支流である野川流域の東京天文台周辺に六群存在する。構築基盤はローム層であり、横穴墓の基本形は前地区と変わらない。羨門閉塞は河原石積である。

(ウ) 多摩地区

四群存在するが、その内の中和田横穴墓群は十四穴から成り、多摩郡内では最大規模のものである。幅五〇センチメートル前後、長さ十メートル程の狭長な前庭部を有することを特徴とする。形態は、玄室部に若干の胴張りを有するが、基本的には玄門部側の狭い梯形である。副葬品では直刀・刀子・鉄鏃等の鉄製品が目立つ。羨門閉塞は河原石積であり、岩盤塊により補強している。構築基盤は凝灰岩層である。

(エ) 日野地区

多摩川の支流浅川の左岸、神明上台地と呼ばれる台地の縁辺部に七群存在する。構築基盤はローム層である。特徴的な形態として瓢箪型の平面を呈するものが、坂西一・四号穴他二基存在する。郡内には他に国分寺市内藤新田横穴墓群、多摩市厚生荘病院内横穴墓群中に各一基存在するが他郡には存在しない。また前庭部の三方に石垣を構築した横穴墓の存在も特徴的である。梵天山一・三・四号穴、坂西四号穴の他本地区に計七基、内藤新田一号穴の

南武蔵の横穴墓

計八基が確認されている。これらは羨門構造にも特徴があり、河原石を羨門部左右に立て、その上に河原石を乗せ、その空間に河原石を積んで閉塞するものである。天井形態はこれらの特徴的な横穴墓がドーム形を呈する他は大部分がアーチ形である。

(ニ) 荏原郡

現在の行政区画では、品川・目黒・大田の各区と世田谷区の一部に当るが、横穴墓は大部分が大田区内に分布する。『倭名抄』によれば荏原郡には、蒲田・田本・満田・荏原・覚志・美田・木田・桜田・駅家の九郷が存在する。

横穴墓の形態は基本的には玄門側に狭い梯形であるが、特に羨門形態に特色が見られる。つまり、凝灰岩質砂岩の切石を用いて側柱、楣石を二重に構築し、前後の隙間を扉石受け部として板石をもって閉塞するものである。本郡内の横穴墓の大部分がこの羨門構造を有するが、塚越横穴墓群、山王一丁目横穴墓群には、ロームをレンガ状あるいは切石状に切り出したものを組合せて閉塞したものである。

天井形態では主にアーチ形を基本とするが、本地域では天井最高部が奥壁より一メートル前後羨門寄りにあるものが特に大田区内に多く、本郡の特徴のひとつと言える。

副葬品は全般に乏しいが、塚越十四号穴からは頭椎太刀、円頭太刀、直刀、刀子、桂甲残欠、鉄鏃、馬具類が出土しており注目される。

(三) 橘樹郡

多摩川右岸の川崎市高津区、中原区と、幸区・多摩区の一部及

び横浜市港北区・緑区の一部に当る。『倭名抄』には、御宅・橘樹・駅家・県守・高田の六郷が記載されている。安閑紀における四屯倉のひとつである。

横穴墓は多摩川に面した丘陵斜面に多く見られるが、特に高津区津田山には百基近い横穴墓が集中している。また、多摩区生田長者穴横穴墓群は三三基から成り、南武蔵最大の横穴墓群である。

横穴墓の形態は、基本的には玄門側に狭い梯形であるが、他郡では玄室と羨道の区別のない形態のものが多いのに対し、本郡では玄室前壁を有するものが多い。天井形態はアーチ形が主体であるが、ドーム形天井を持つものが約三割存在する。また家形天井を有するものが四例存在する。副葬品は既開口のものが多いため少ないが、主に耳環・玉類が多く出土している中で、浄元寺裏一号穴、日向三号穴からは銅鏡が一点ずつ出土しており注目される。石棺を有するものも七例確認されている。羨門閉塞施設は、羨門部あるいは玄門部の側壁・天井に溝を彫り込み、扉石を用いて閉塞したと思われるものが六例ある他は、特に施設はなく、河原石や岩塊を用いて閉塞を行ったと考えられる。横穴墓の構築基盤は主に第三紀層と呼ばれる泥岩層や砂岩層であるが、鶴見川流域部の横浜市港北区新吉田周辺ではローム層中に構築されている。

(四) 都筑郡

横浜市緑区・東京都町田市・川崎市多摩区のそれぞれ一部に当り、河川では鶴見川上流域一帯に当る。『倭名抄』には、立野・針

坂・高幡・幡屋・店屋・駅家の六郷が記載されている。

横穴墓は鶴見川に面する丘陵斜面の凝灰岩層や砂岩層等に造られている。この地域には市ヶ尾・カゴ山・白坂・大場エ門谷横穴墓群等十基以上で構成される群が多く見られる。横穴墓の形態は、他郡と同様に玄門側に狭い梯形を基本とし、特に玄室前壁を持たない形態のものが多い。天井形態はアーチ形が九割を占めるが、家形を呈するものが二例存在する。副葬品は全般に乏しいが、稲荷前B一・三号穴からは鹿角装刀子が出土しているのが注目され、他は玉類等の装飾品、直刀等が目立つ。羨門閉塞は三五例が確認されているが、そのうち十七例は扉石を用いた閉塞と考えられ、他は河原石あるいは基盤の岩塊を用いて閉塞している。

以上、四郡内の横穴墓を概観して来たが、それぞれ特徴がある中で四郡に共通することは、その基本的な平面形態が玄門側に狭い梯形であることである。より古い形態と言われる方形のものが、奥壁部が最大幅となり羨門部が最小幅となる末期形態へと移行するという方向付けが、玄室部を玄門側に狭い梯形にすることによって決定されたと考えられる。更に共通するのは、玄室部に特別な施設を有するものが非常に少ないことである。北武蔵や房総の横穴墓には縁どりを持った棺座や、高い棺台を持つものが一般的であるのに対し、本地域ではわずかに段を築いたり、界石によって区画するものが多く、中には全く区画のないものもある。こうした点が本地域の横穴墓の全体的な印象を貧弱なものにしていると言えよう。

二、南武蔵横穴墓の構造による地域区分

横穴墓の構造は、基本的には玄室部・羨道部・天井部・前庭部から成り、それらが本地域の横穴墓においては、一般的には共通した様相を呈している。ここでは、本地域の横穴墓の構造を再検討し、その特性から更に小さな地域に区分し、その結果が何を反映するものであるかを考えてみよう。

(一) 羨門部閉塞方法

本地域での閉塞方法は、ア||切石を組合せたもの、イ||河原石を積み上げたもの、ウ||板状の石、あるいは木を用いたもの(扉

表一 羨門部閉塞方法の郡別・方法別出現率

郡名	閉塞方法	
	ア	イ
荏原郡 三〇例中	例数 三三	例数 〇
	% 七六・七	% 〇
多摩郡 四三例中	例数 〇	例数 三三
	% 〇	% 七六・一
橋樹郡 七四例中	例数 〇	例数 二二
	% 〇	% 二九・四
都筑郡 七五例中	例数 〇	例数 一
	% 〇	% 一・三
	例数 一	例数 七
	% 三三・七	% 九・五
	例数 〇	例数 〇
	% 〇	% 〇
	例数 〇	例数 〇
	% 〇	% 〇
	例数 三	例数 三
	% 四・〇	% 七・〇
	例数 一	例数 三
	% 一・三	% 七・〇
	例数 四〇	例数 二
	% 五三・三	% 四・七

石)、エ||横穴墓の基盤である凝灰岩やローム層の塊りを積み上げたもの、オ||それらを二種類以上組合せたもの、カ||その他、に分けられる。各郡内の横穴墓の閉塞方法の割合は表一の様になる。

このように、最も高い割合を示す閉塞方法には、各郡において相異があることが明白である。

荏原郡では、切石組の閉塞施設を持つものが圧倒的に多い。カ三例のうち二例は、ローム層を切石様に切り出したものを積み上げたもので、切石組閉塞の変形と考えられよう。荏原郡以外で同様の閉塞施設を持つものは、多摩郡内の世田谷区岡本谷戸一号穴

に見られるが、これは切石組の前面に河原石を積み上げるものであり、純粹に切石組閉塞が行われるのは荏原郡においてのみである。

多摩郡では河原石積のものが圧倒的である。特異なものとしては、板状で十センチメートル程の厚さの石を組んで閉塞したものが世田谷区成城学園一号穴に見られ、四八×三〇×九センチメートルの大きさに切った砂質岩を積んで閉塞したものが中野区上高田に見られる。三鷹市羽根沢台一号穴では、三〇センチメートル角の凝灰岩切石四個を積み上げて閉塞している。

橘樹・都筑両郡では特に主体となる閉塞方法はないが、扉石等を用いて閉塞したと思われるものがあることが荏原・多摩両郡とは異なる。橘樹・都筑両郡を比べると、扉石使用の閉塞以外の方法に相異が見られる。すなわち、橘樹郡では河原石積によるものが多いのに対し、都筑郡では岩塊積のものが多い点である。⁽¹⁾ 両郡共に閉塞方法不明のものが半数以上を占めるため、それらを断定することは出来ないが、一般的傾向としては認め得るものである。

羨門部閉塞方法に関しては、荏原郡は切石組、多摩郡は河原石積、橘樹郡は扉石か河原石積、都筑郡は扉石か岩塊積というように、郡によってそれぞれ特性が認められる。

(二) 天井形態

本地域の横穴墓の天井形態は、基本的にはアーチ形・ドーム形・家形に分類できる。(表二)

荏原・都筑両郡でアーチ形天井のものが非常に多いことが注目

表二 天井形態の郡別・形態別出現率

郡名	天井形態	
	アーチ	ドーム
荏原郡 三四例中	例数 二元 % 八五・三	例数 五 % 一四・七
多摩郡 四三例中	例数 二元 % 六七・四	例数 一四 % 三三・六
橘樹郡 七八例中	例数 四 % 六二・五	例数 二六 % 三三・三
都筑郡 九三例中	例数 八 % 八六・〇	例数 二 % 二一・八
	例数 〇 % 〇	例数 二 % 二二・三

される。荏原郡の横穴墓には、天井最高部が奥壁より一メートル程羨門寄りになるものがアーチ形天井二九例中十三例(三八・二パーセント)存在する。この形態のものは他の三郡にはなく、荏原郡独自のものと言える。

多摩・橘樹両郡では、アーチ形天井とドーム形天井の出現率に類似性が見られるが、多摩郡では、ドーム形十四例中九例は玄室部平面形態が楕円形、もしくは円形を呈するものに伴うものである。一方、橘樹郡では二六例中楕円形・円形に伴うものは二例に過ぎず、他は方形に近い形態のものに伴うものであり、両者は性格的に相異なるものである。いずれにせよ南武蔵四郡では、ア

表三 玄室部高幅指数による郡別・形別出現率

郡名	形	
	例数	%
荏原郡 三六例中	六	一六・七
	一三	三六・一
多摩郡 四一例中	四	九・八
	八	一九・五
橋樹郡 八八例中	三	三・六
	一五	一七・〇
都筑郡 九七例中	三	三・一
	一九	一九・六
A'	例数	%
	三	三・一
A	例数	%
	一九	一九・六
B I	例数	%
	一五	一五・五
B II	例数	%
	一〇	一〇・六
C	例数	%
	二六	二六・八
C'	例数	%
	一四	一四・四
α	含ドーム 除ドーム	%
	三六・四 三三・三	六九・四 七五・三
β	含ドーム 除ドーム	%
	三〇・五 三三・五	六一・九 六四・四

アーチ形天井が主体であり、ドーム形・家形天井の出現率には地域的なバリエーションがあると言える。

(三) 玄室高幅指数

本地域の横穴墓を主軸に垂直な面で切断した時、その形はアーチ形となるのが一般的である。その場合、玄室幅に対する高さの割合によって、幅広で天井の低いものから幅が狭く天井の高いものまでの諸形態が見られる。こうした形態の相異が地域的なものであるか否かを探るため、玄室の最大幅に対する最大高の指数を求めてみた。これは既に久ヶ原台地において、菊池義次氏が玄室奥壁面での高幅指数による形態分類を行っており（菊池一九七

四）、それに依ったものである。本稿ではアーチ形天井のものは奥壁面で、ドーム形天井のものは玄室部の最大幅と最大高の数値で高幅指数を求めた。指数54以下をA形、55〜64をA形、65〜74をB形、75〜84をC形、84以上をC形とし、B形を更にA形に近いもの、C形に近いものに分類するため、65〜69をB I形、70〜74をB II形とするのは菊池氏の分類法と同じである。（表三）

多摩・橋樹・都筑の三郡では大きな差異は認められないが、荏原郡ではA形が圧倒的に多く、同郡横穴墓の特徴であるが、これは玄室最高部が奥壁より一メートル前後羨門寄りにあるものが多いということが原因となっている。

次にAとCの六形式を、A形に近いものとC形に近いものに大別し、前者を α 形、後者を β 形としてその割合を見ると、荏原郡では α 形、多摩・都筑両郡では β 形が主体となり、橘樹郡では両者がほぼ近い割合を示す。多摩・橘樹両郡が荏原・都筑両郡に比して、ドーム形天井の出現率が高いことは前項で述べたが、試みにドーム形・アーチ形天井の α 形・ β 形での出現率を見ると、ドーム形では、 α 形七二・〇パーセント、 β 形二七・〇パーセント、アーチ形では、 α 形三八・二パーセント、 β 形六一・八パーセントとなり、一般にドーム形天井は低く造られていることがわかる。ドーム形天井を除くと荏原を除く三郡は β 形が主体となる。

以上、南武蔵の横穴墓の構造の上で顕著な特性を示すものについて概観したが、その結果、南武蔵の地域では、律令郡を単位としてそれぞれ構造上の特性があることが示された。つまり、横穴墓の地域性を論ずる際に「郡」がひとつの地域として区分されると言える。

南武蔵では古墳時代前期末から中期初めにかけて、後の郡を単位として前方後円墳を中心とする古墳群が造られ、それらの盟主達が一定のヒエラルキーの下でひとつの国家を形成していたと推測されている。また、安閑天皇元年(五三四)に設置された屯倉は、そのひとつひとつが後の郡を単位とする広い領域に及んでいる。これによって『郡の前身になる古墳時代の政治単位を復元すること』が出来、『それぞれの小地域を支配していた豪族の領域が、そのままそっくり屯倉となり、更に郡に移行したと見る』(甘粕一九七九)ことができる。横穴墓が南武蔵に造られ始めた

のは屯倉設置後と考えられるが、この地域において、前方後円墳を中心とした古墳群による区分と、横穴墓群による区分とが一致するという現象が見られるのは、古墳時代前期から豪族の支配していた領域がそのまま残存していたことを示すと言えよう。それはまた、「豪族の支配する領域」→「屯倉」→「評(郡)」という図式を裏付けるものであるとも言えよう。南武蔵の横穴墓は、平面形態が玄門側に狭い梯形を呈し、アーチ形天井と長い羨道部を持つという基本形で共通でありながらも、羨門閉塞等に地域性を見い出せるという事実は、一定のヒエラルキーの下にひとつの国家を形成しながらも、各地域ではそれぞれ独自の文化を有していたことを示している。換言すれば、横穴墓の造営には、郡を単位とする地域の中で、それぞれ独自の規制があったと考えることが出来る。そして横穴墓を造営した人々は、そうした規制の下に統轄されていたと見ることが可能となるのではなからうか。

『倭名抄』に記載されている各郡の領域を各郷の名称から考証すると、近世・近代における郡の領域とはかなり異なる領域を示している。例えば東京都町田市(多摩郡)は「都筑郡店屋郷」であり、東京都世田谷区瀬田(荏原郡)は「多摩郡瀬田郷」というように、初期の郡の領域が縁辺部で変化したことが知られる。また、現時点で『倭名抄』に記載された郷の位置が全く不明のものもあり、初期の郡の領域を明確にすることは困難となっている。南武蔵の横穴墓が郡によってその構造に特性を有しているという結果は、そこから初期の郡の領域を、延いては六世紀に置かれた屯倉の領域を、更には五世紀の各豪族の支配した領域を復元する

ことの出来る可能性を秘めていると言うことが出来るのではなからうか。改めて南武蔵の横穴墓の構造特性を検討してみよう。各郡の特性が最も良く現われているのは羨門閉塞方法である。表一に示した様に、各郡における閉塞方法は、主流になるものその他に若干の異なる閉塞方法が存在する。例えば、多摩郡に荏原郡の特徴である切石組を用いたものが一例、橘樹・都筑両郡に見られる扉石閉塞が一例存在し、都筑郡には多摩・橘樹両郡に見られる河原石積閉塞が一例存在する。これらを再検討してみよう。

(i) 岡本谷戸横穴墓群一号穴

世田谷区岡本町に所在し、『倭名抄』に言う「多摩郡勢多郷」に属すると思われる。羨門閉塞は荏原郡で特徴的な凝灰岩の切石を組んで構築したものである。しかしながら本横穴墓の閉塞はそれのみではなく、その前面に更に河原石を積み上げている点で荏原郡のものとは異なり、多摩郡の横穴墓の特徴をも有している。また天井は奥壁部が最大高となるアーチ形で、荏原郡特有のものとは異なり、玄室高幅指数も「71||BII」となり、荏原郡に多い形ではない。こうした点で本横穴墓は閉塞方法に荏原郡の影響を受けながらも、多摩郡の横穴墓としての特徴をより強く有していると言える。

(ii) 平尾馬場横穴墓群一号穴

稲城市平尾に所在するため、「多摩郡小野郷」として扱った。三基から成る横穴墓群であるが、一号穴の羨門部床面と側壁に溝が彫られており、扉石の存在が推測される。扉石による閉塞は多摩郡内では他に見られない。この閉塞は橘樹・都筑両群に共通のも

のであるが、扉石以外の閉塞で異なることは既に述べた。同群中の他の横穴墓の閉塞を見ると、二号穴は不明だが、三号穴は河原石積の閉塞を行っている。これは橘樹郡の横穴墓の閉塞方法に等しく、本群が多摩郡ではなく橘樹郡に属する可能性が高いことを示している。またそれは位置的にも否定し得るものではない。

(iii) 鶴川R地点横穴墓群一号穴

町田市大蔵町に所在し、「都筑郡幡屋郷」としてきた。羨門閉塞は河原石積であり、都筑郡では唯一例である。これは位置的に多摩郡に属する可能性が考えられる。

以上三例ではあるが羨門閉塞方法から再検討を行った。特に注意されるのは、これら三例が総て郡界近くに位置していることである。これは現時点で律令郡の領域が不確実なために起こるものであり、換言すれば、同一郡内ではそれぞれ独自の規制が忠実に実行されていたことを示すものとも考えられる。また岡本谷戸一号穴のように、いわば中間形態とも言うべき横穴墓の存在は、その時々における領域支配者の力関係など当時の社会状態を示すものとも考えられる。同横穴墓からは円頭太刀が出土しているが、これは南武蔵では他に荏原郡塚越十四号穴から出土しているのみである。この遺物がそうした現象の意味を解く手掛りとなる可能性があるが、その検討は別の機会に譲りたい。

横穴墓の構造上の特性を分析することによって、本来の郡の領域を、また各地域を支配した豪族達の支配領域を復元することが可能となる。古墳時代末期から奈良時代にかけての地域の政治状態を知る上で、横穴墓の研究が重要な意味を持つことはもちろん

ん、それ以前の研究にも貴重な資料となることを強調したい。

三、横穴墓の編年と被葬者

関東地方における横穴墓の編年的研究は、神奈川県下をフィールドとした赤星直忠氏の平面形態の変遷を軸とした研究（赤星一九五九・一九七〇）をはじめ、千葉県下における棺座の数や位置による型式分類を軸とした三木文雄氏（三木一九三六）・高橋三男氏（高橋一九五八）・橋口定志氏（橋口一九七二）等の研究が発表されている。中でも赤星氏の編年はその後の横穴墓の研究の基礎となって来たが、南武蔵の横穴墓は、その形態が赤星氏のフィールドとした地域の横穴墓と類似しており、特にその研究に負うところが大きであった。

赤星氏の編年体系における基本的観点は次の様なものである。つまり、『古代人が横穴墓を死後の生活の場と考え、初めは彼らの住家である竪穴家と同じ形に造ったが、その考えが忘れられるに従い、家としての形から遠ざかり、玄室前壁が退化・消滅して行く』という言わば観念論的なものであった。しかしながら、東京都町田市玉田谷戸横穴墓群では、玄室前壁が全く消滅した形態であるにもかかわらず、二基の横穴墓に家形彫刻が施され、赤星氏の言う末期形態の横穴墓の時期にも、まだ横穴墓を家の形に造ることが行われていたことを示した。そしてそれは、横穴墓の形態変化がそうした観念論的なものでは解決のつかないことを示している。

武蔵国というひとつの国の中にありながら、南武蔵と北武蔵の

横穴墓は、その構造上非常に異なる特徴を有している。横穴墓の形態を決定付ける上で特に重要な構造上の要因は、その玄室形態であると言える。

南武蔵では玄門側に狭い梯形を基本形として考えることが出来るが、北武蔵の代表とも言える吉見百穴横穴墓群を例に北武蔵の横穴墓を検討すれば、正方形のものが最も多く、一六七基中六四基を数える。それに次いで多いものが南武蔵での基本形とは全く逆の奥壁側に狭い梯形を呈するもので三五基、次いで幅が玄室長より長い長方形を呈するもの二八基となっている。これに対し、玄門側に狭い梯形を呈するものはわずか五基存在するのみである（金井塚一九七五）。更に決定的な相異点は、北武蔵の横穴墓には玄室前壁を有するものが大部分を占めるのに対し、南武蔵では玄室形態の確認可能なもの二五六基中、一〇六基（四一・四パーセント）に認められるに過ぎない点であろう。こうした玄室形態の相違が生じた最大の要因は、屍体の埋葬方法の相違にあると考えられる。つまり、北武蔵の横穴墓には縁どりを持つ棺座が造られるのが普通であるが、この棺座は奥壁に向って左か右のどちらかに主軸と平行に造られるのがほとんどである。従って玄室前壁がこの棺座の一部分を構成することになるのである。屍体はこの棺座の上に主軸と平行に葬られるが、こうした埋葬観念によって有縁棺座の有無にかかわらず最後まで玄室前壁を残す方向に進んだと考えられよう。

一方、南武蔵の横穴墓ではこうした特別な棺座状施設を有するものは少なく、ほとんどは玄室部奥壁寄りに一〇～二〇センチメ

トール他より高い部分を造り出すか、あるいは界石で仕切ることによって棺座とするのみである。明らかに棺座・棺台として他と区別し得る施設を有するものは、玉田谷戸一・三号穴他数例存在するが、これらは総て玄室奥壁下に主軸と直交して造られている。屍体はこの上に主軸と直交して葬られることになる。こうした施設のない横穴墓でも、人骨の残存状態からその頭位方向を知ることが出来るが、南武蔵では主軸平行型と主軸直行型はほぼ半々である。特別な棺座・棺床の施設のないことが、埋葬方法に自由な選択を与えたと言えるが、またそれが前壁を消滅させる原因ともなったと言えよう。北武蔵では、玄室前壁が棺座の一部として常に機能していたのに対し、南武蔵ではそれが埋葬そのものに全く機能していなかった。玄室の形態が正方形から玄門側に狭い梯形となり、更には全く玄室前壁の欠如した形態の横穴墓が造られたのはその結果と考えられよう。横穴墓の基本形が玄門側に狭い梯形となったのも、実際に屍体を葬る奥壁側は従来通りの築造法を行うが、埋葬に直接かかわらない前壁側は省略されたためと考えることが出来る。横穴墓の形態変化による編年は、赤星氏の唱える観念論だけでは不十分であり、こうした機能を考えることによってより補強されると考える。

現在までに発見されている横穴墓の中で最古のものは、福岡県行橋市竹並遺跡に所在する五世紀後葉とされるものである。竹並遺跡には千基以上の横穴墓が存在し、一九七九年五月、報告書が刊行され、その全容が明らかにされた（竹並遺跡調査会一九七九）。その中で出土した須恵器による横穴墓の編年が行われた。詳

南武蔵の横穴墓

細は同報告書に譲るが、五世紀から八世紀に及ぶ横穴墓の造営期間を八期に区分し、それぞれの時期の形態的特徴を述べている。これをその玄室形態だけに注目してその変遷をたどれば、「不定形」→「正方形」→「梯形」→「漏斗状」となり、玄室プランが正方形を基本とした後は、次第に玄室前壁が縮小し、消失して行く傾向にあることがわかる。竹並遺跡の横穴墓は棺座や棺台などの特別な施設を持たず、玄室前壁が埋葬に際し何ら機能するところが無い。北九州と南関東という遠く隔ったふたつの地域で、特別な内部施設のない同様式の横穴墓の形態の変遷が同じ過程を経るといふ事実は、前述の機能論的観点をより補強するものと言えよう。赤星氏による玄室前壁を有するものが古く、次第にそれが退化・消滅してゆくとする編年体系自体は誤りのないものと言えよう。

形態変化による編年を積極的に肯定し得る証左として、横穴墓同志の切り合い関係がある。南武蔵では、生田長者穴横穴墓群中の八A号穴とB号穴、十二A号穴とB号穴、市ヶ尾横穴墓群中の十三号穴と十四号穴、十六号穴と十七号穴、カゴ山横穴墓群中のI区五号穴と六号穴の間に見られるが、これらは総て形態的に古いと思われるものの一部を、それより新しいと思われるものが破壊して造られている。こうした事実は横穴墓の形態の異同が相対的な前後関係を示し、形態変化による編年体系が相対編年の上では正しいものであることを示していると考えられる。

そうした編年体系を誤ったものとしたのは日野市所在の坂西横穴墓群の調査報告であった（久保他一九七六）。七基から成る横穴墓群であるが、この地域独自の瓢箪型平面を有するものが二基

(一・四号穴)存在し、特に一号穴は全面に白色粘土を塗っていたことで注目された。編年体系への批判は、四号穴前庭部前端を横切る幅五〇〜七〇センチメートルの浅い、断面U字状の溝が四号穴に伴なう墓道であるとしたところによる。つまり、この墓道が両袖を有する五・六号穴の前庭部によって切断されており、それは四号穴が五・六号穴に先行して造られたことを示し、従来両袖を有する横穴墓は四号穴のような楕円形に近い平面形態のものより古いと考えられていたことは誤りであり、編年体系を再考すべきであると主張したのである。しかしながらこの主張には若干の問題点が存在する。その第一は、この道状のものが四号穴に伴なう墓道として認め得るかという根本的な問題点である。報文ではその根拠として、『墓前域(前庭部)筆者註』は墓道床面より約三〇センチメートル上方に位置しており、さらに墓前域前端が墓道上方の切り込みと一致する様相は、第四号墓の墓前域が墓道の奥一段上に造営されたとするに躊躇しない状況を呈しており、この墓道は第四号墓の造営とほぼ同時になされ、その機能を發揮したものとすることができるとしている。果してそれだけで両者が同時期の所産であると言えるであろうか。仮にそれを四号穴に伴なう墓道とするなら、真間期と考えられる四号穴と本横穴墓群中最も新しいとされる七号穴との間の時間的差を考えると、その間に造営された五・六号穴は、四号穴造営後それ程遅くない時期には造られたと考えねばならない。その短かい期間に四号穴の「墓道」は機能を失ない、集落の人々の記憶から消えてしまったということになる。瓢箪型の平面形態を持ち、羨門部外側の前庭

部両側に積石施設を有するこうした横穴墓の被葬者を特殊な者達と考えるのなら、この四号穴の存在がそれ程早く忘れ去られてしまふことは考え難いことである。また、四号穴と「墓道」が同時期の所産であるとするには、両者から同時期の遺物が出土することも条件とならう。第二の問題点は、報告書で見られる限りは五・六号穴前庭部土層断面図に、「墓道」部分のレベルの土層が欠落している点である。土層断面において両者の新旧が確認されていない点である。土層断面において両者の新旧が確認されていない点の問題であろう。第三は前庭部の規模の問題である。一般に本地域の横穴墓の前庭部は、古い時期に属すると思われるもの程規模が大きく、丁寧な造りであるが、四号穴の前庭部は石垣が築かれる特殊なものであるが、その規模は五・六号穴に及ばない。報文では同形態の三・七号穴の新旧を前庭部の規模により決定しており、四・五・六号穴の新旧関係に矛盾が成じている。

以上のようにこの道状のものを四号穴の「墓道」とするには、解決されねばならない問題点が多い。管見では横穴墓の前端を横切るといふこうした「墓道」が確認された例を知らず、ただこの不確実な一例をもって編年体系の総てを修正することは無謀であると考える。

発掘された遺跡・遺構の時期決定は、出土した遺物、特に編年体系の確立した土器を用いて行われるのが通例であるが、横穴墓においては数次の追葬が行われることが一般であり、確実に一回限りの埋葬が確認されるもの以外は、更に限定すれば、埋葬後調査時まで明らかに未開口であるもの以外は、副葬品の土器形式から横穴墓の造営時期を判断することは出来ない。横穴墓は正規の

発掘調査を行う前に既に開口したものが多く、また未開口のものでも副葬品の乏しいものが多く、一層出土品からの編年を困難なものにしている。特に南武蔵ではその傾向が強く、出土品による時期決定が類例の少なからず確実性の低いものとなっている。出土品から判断し得る横穴墓の年代は、単にそれが開口していた一時期を示すに過ぎない。南武蔵においては、出土品による時期決定・編年は無理と考える。従って本地域においては、横穴墓の形態変化による編年が最も妥当な結果を得るものであると考えるものである。それは結果的には赤星氏による編年体系を踏襲することとなるが、その根本的編年観が異なっているものであることは前述した通りである。

なお、本地域の横穴墓の造営期間は、既述のように実年代を与えることは難しいが、私見では六世紀末から八世紀前葉と考えている。その詳細については別稿に譲るが、この期間を横穴墓の形態から六期に区分することが可能である。各期に比定される横穴墓の数は次の通りである。⁽²⁾

I期Ⅱ一〇 II期Ⅱ四三 III期Ⅱ五三

IV期Ⅱ六一 V期Ⅱ七六 VI期Ⅱ一三

このように、六世紀末に造られ始めた横穴墓は、時を経るに従いその数を増し、V期（七世紀後葉から八世紀初頭）にその最盛期を迎えた。この時期には肥沃な沖積平野に面する丘陵斜面はもちろん、土壌的には恵まれない狭い谷戸の最深部にまで造られている。しかしながら続くVI期（八世紀前葉）には、極端に数が減少する。南武蔵一円に広く侵透した横穴墓が、何故急にその造営

南武蔵の横穴墓

を停止してしまったのであろうか。

日本における最初の本格的都城である藤原宮は六九四年に造営され、律令国家の中枢機構として機能し始めた。この時期に中央集権体制が確立したと考えられるが、そうした中央官衙の出先機関としての地方官衙Ⅱ国府が各地に整備されるのは、藤原宮造営後それ程遅くない時期であると考えられている。武蔵国の国府は現在の東京都府中市大國魂神社周辺に置かれた。武蔵国司が文献上最初に現われるのは、七〇三年の引田朝臣祖父の武蔵国司任命記事である。近年大國魂神社周辺で国府関連遺跡の発掘調査が進められているが、国府周辺では奈良時代に入ると爆発的に集落が形成されることが明らかとなっている。これはこの時期に国府の整備が完了し、その機能を開始したことを示していると考えられる。时期的には八世紀前半であろう。それと相前後して横穴墓の造営が行われなくなっている。この点だけから結論を導き出すのは無謀であるかもしれないが、横穴墓の造営の消滅と国府完成との関連性を考えないわけにはいかない。屯倉の設置、国郡制と中央政府の支配下に確実に組み込まれながらも、実際の地域支配は在地の豪族が前代の勢力圏を継承し、行っていた。横穴墓に現われた郡毎の地域性は、その支配が祭祀権をも有していたことを物語る。一方国司は、一国の行政・経済・司法・軍事・祭祀等総てに及ぶ権限を持ち、中央政府から派遣される官僚である。国司の派遣、そして国府の完成は、それまで続いた在地の豪族による地域支配を否定し、総てを国司の下に統率する体制が完成したことを意味する。横穴墓造営の風習は国司による中央集権体制の強化

により否定・廃止されたと考えられるのではなからうか。換言すれば、六世紀以来成長して来た世帯共同体の支配者としての家父長層によって造営されたと考えられる横穴墓という葬制を、否定・廃止出来る程に中央集権体制が整備・確立されたと言えよう。そこに横穴墓の被葬者を、そして横穴墓自体の性格を占う重要な視点があると思われる。

横穴墓の被葬者については、一般的には「在地豪族」や「族長」、あるいは「家父長層」というように極めて広い階層の者が考えられているが、そうした被葬者層は、群集墳として各地に造られた高塚墳の被葬者層と全く同じ階層となっている。伝統的高塚墳と新しい葬制である横穴墓は時期的に併行して営まれていたと考えられ、これらふたつの根本的に相異なる葬制の被葬者が全く同等の者であることは考えられない。

西嶋定生氏は高塚墳の造営という問題を、「姓」との関連から論じている(西嶋一九六一)が、それは、高塚墳が大和政権の直接傘下に入った者達の墳墓であるというものであった。この立場に立つならば、墳丘を持たない横穴墓の被葬者は、大和政権と直接関係を結んでいない、つまり「姓」を有していない者達の墳墓ということになる。果してこの結論は肯定出来るものであろうか。残念ながら筆者の現在の知見ではこれに判断を下すことは出来ないが、本地域における横穴墓の様相からは次の様な事が言えるであろう。

南武蔵の横穴墓は、その構造上の特性が郡を単位として把握出来た。同様の様式を持つ横穴墓が離れたいくつかの地点で造られ

ることの裏には、そこに統一的な何らかの規制が存在していたことを意味し、その規制を統轄した者がいたことを意味する。それがひとつの郡を単位としてとらえられるなら、それは郡を支配した者であると言える。横穴墓は在地豪族を頂点とする地方政治体制における身分秩序への編入により造営されたものと考えることが出来る。ひとつの横穴墓から出土する人骨の数・性別・年齢から見ると、横穴墓はひとつの家族の墓と思われ、造営期間中に造られた横穴墓の数は、決して総ての人々が葬られたとするには十分ではない。横穴墓の被葬者は一般庶民とは考えられず、それなりの地位を有していた人々であったと考えられる。高塚墳と横穴墓との相異は、前者が中央国家の直接支配下に入った者達の墳墓であるのに対し、後者は在地豪族による地方政治体制に組み込まれた者達の墳墓として理解することが出来るのではなからうか。それが「姓」のような身分秩序に寄ったものであったかどうかは明らかにし得ないが、一度横穴墓が造られれば、それが何代にもわたって造り続けられることが一般であることから見れば、その地位は「姓」同様世襲的なものであったとも考えられる。そうした体制は中央集権体制の整備・完成により否定・廃止され、横穴墓という葬制もまた消えて行ったのであろう。

以上は南武蔵の横穴墓の地域的特性についての愚見を披瀝したものである。筆者の浅学と読解力の不足から、諸氏の論文・報告を誤って理解している点多々あることと思う。御叱正を賜われれば幸いである。

註

(1) この相異はそれぞれの地域の横穴墓の構築基盤の相異とも考えられる。すなわち橘樹郡ではローム層中に造られるものも多く、都筑郡では凝灰岩等の岩盤に造られるものが多い。多摩郡のものがローム層中に造られているものが多い点を考えると、河原石による閉塞はローム層に造られた横穴墓の基本的閉塞法とも考えられる。しかし、橘樹郡にある生田長者穴横穴墓郡、多摩郡にある中和田横穴墓群は凝灰岩層に造られているにもかかわらず閉塞は河原石積であり、必ずしも基盤の差が閉塞方法の相異とは言えない。

(2) この数値は南武蔵型と考えられる横穴墓の数である。小金井市前原横穴墓は方形の玄室プランを持ち、前壁から奥壁へ「コ」字形に棺座を設けている。形態的にはI期に属するが、本横穴墓は八世紀前半に造営されたと考えられており(小金井市一九七三)、本地域の編年体系からはずれぬものである。形態的には北武蔵型に近いが、羨道は長く、南武蔵的色彩も持つ。この時期、この地域に北武蔵型の横穴墓が何故現われたのかはこれ一例では判断出来ない。資料的には重要であるが本稿からは除外した。しかし玄室前壁の有無がその機能によって決定されるとする本稿の立場を補強する資料として貴重である。なお、多摩郡において特徴的な形態である「瓢箪型」横穴墓と楕円形平面を有する横穴墓については、総てIV期のものと考えた。「瓢箪型」横穴墓の年代を知り得る資料は、日野市梵天山三号穴出土の真間期の坏一点のみであるが、基本的には同じ

南武蔵の横穴墓

形態である楕円形平面を持つカゴ山I区五号穴が、III期(羽子板状平面形態)に比定される六号穴の一部を壊して造られている点、羨道部と玄室部の区画が明瞭である点などから、IV期以後V期(羨門から奥壁まで直線となる形態)以前のものとして理解出来るという理由による。

文献

赤星 直忠 一九五九 「古代の鎌倉」鎌倉市史考古編
 一九七〇 「穴の考古学」学生社
 甘粕 健 一九六九 「横浜市稻荷前古墳群をめぐる諸問題」考古学研究一六一—二
 一九七九 「原始古代の東国」東京百年史一
 金井塚良一 一九七五 「吉見百穴横穴墓群の研究」校倉書房
 菊池 義次 一九五五 「南部地方横穴群に就いて——特に久ヶ原台地附近を中心として見たる——」古代一四・一五合併号
 一九七四 「古墳時代文化」大田区史資料篇考古I
 久保常晴他 一九七六 「武蔵坂西横穴墓群」雄山閣
 小金井市教育委員会 一九七三 「平代坂B」市文化財調査報告書二
 高橋 三男 一九五八 「東上総源六谷横穴群について」古代二七
 竹並遺跡調査会

一九七九 「竹並遺跡」寧楽社

西嶋 定生 一九六一 「古墳と大和政権」岡山史学一〇

橋口 定志 一九七二 「千葉県・夷隅地域の横穴について

——その編年的研究——」物質文化一

九

三木 文雄 一九三六 「上総国長生郡二宮本郷村押日横穴群

の研究」考古学雑誌二六一・二

横穴墓群一覽(本稿で採り上げたものに限る)

荏原郡

野毛高木・区立青年の家・桐ヶ谷・下野毛岸・等々力溪谷・仲

池上一丁目・嶺・猪鼻・汐見台・久ヶ原五丁目・グリーンハイ

ツ・塚越・鶉ノ木町・鶉ノ木・池上本門寺裏・ドリコノ坂・山

王一丁目・山王四丁目・新井宿・ビームス坂

多摩郡

岡本谷戸・滝ヶ谷・大蔵団地・西谷戸・砧小学校前・成城学園

・梵天山・坂西・平山台・堀ノ内・坂浜・平尾馬場・中和田・

厚生荘病院内・府中等看護学院内・内藤新田・大沢一丁目・

御塔坂・深大寺・前原・羽根沢台・上高田

橘樹郡

金堀・伊勢宮前・日吉二六四番地・新作・久地神社裏・津田山

久地・法泉坊・浄元寺裏・七面山北・七面山南・津田山坂下・

中之橋・日向・平瀬川隧道際・平瀬川隧道西・西前田・福ノ円

・生田長者穴・高田町・新田小学校・元石川・荏田第三三遺跡
・勝田第七遺跡

都筑郡

川和第一八遺跡・東方第四九遺跡・池辺第二九遺跡・池辺第四

六遺跡・下根・天ヶ谷・稻荷前・市ヶ尾・小黒谷・麻生台・大

場エ門谷・ガンガン山・早野・玉田谷戸・白坂・西谷戸・聖山

・川井田下・鶴川R地点・カゴ山